

大分県消費生活審議会の 委員を募集します！



1 趣旨

大分県消費生活審議会は、消費者、事業者、学識経験者からなる委員により組織され、消費生活に関する重要事項について審議等を行っています。

消費者の立場からの意見を反映した審議等を行うため、消費者代表として県民の方に参加していただけるように、審議会委員を次のとおり公募します。

2 募集人員 2人

3 応募資格

- (1) 県内に居住する満18歳以上の方（令和8年4月1日現在）
 - (2) 消費生活や消費者問題に関心がある方
 - (3) 平日開催の審議会（年1～3回、2時間程度、大分市内で開催）に出席できる方
- ※ 国、地方公共団体の議員又は常勤職員になっている方は応募できません。

4 応募方法

裏面の応募申込書に必要事項（氏名、性別、年齢、住所、連絡先、自己PR等）を明記のうえ、消費生活・消費者問題に関する小論文（テーマ・様式自由、800字程度）を添えて、大分県県民生活・男女共同参画課まで、持参・郵送・電子メールのいずれかの方法によりご応募ください。応募に要する経費はご負担願います。申込書は大分県HPからも入手できます。

※ 提出された書類については、返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

5 募集期間 令和8年3月2日（月）～令和8年3月27日（金）17時<必着>

6 委員選考方法、結果の通知

選考は、応募申込書及び小論文の内容並びに面接審査の結果を踏まえ、委員としての適任者を総合的に判断のうえ決定します。なお、応募者が多数の場合は、応募申込書及び小論文による書類審査を第一次選考として実施し、面接対象者を選考します。

※ 面接審査に要する旅費については、県の規定に基づきお支払いします。

※ 面接審査の予定日は、令和8年4月中旬を予定しており、実施時間及び場所は応募された方に連絡します。

7 その他

- 委員の任期は、令和8年6月1日から令和10年5月31日までの2年間です。
- 審議会への出席に係る報酬及び旅費は、県の規定に基づきお支払いします。
- 委員に選任された場合、氏名・職業を県のホームページ等で公表します。
- 応募によって知り得た個人情報については、委員の選考以外の目的には利用いたしません。

8 応募先（問い合わせ先）

生活環境部 県民生活・男女共同参画課 消費生活班
〒870-0037 大分市東春日町1-1 NS大分ビル1階（アイネス内）
電話 : 097-534-2038
E-mail : oita-shouhi@pref.oita.lg.jp